



- 対象要件にすべて該当する方に紙おむつ等を給付しています。
- 身体状況によって、給付内容が異なります。
- 両方の対象となる場合でも、どちらか一方のみの申請になります。
- 紙おむつ等は2か月分ずつ、市内の自宅等に配達します。



寝たきり又は認知症の方



過活動膀胱の方

給付内容	紙おむつと尿取りパッド ※組み合わせの詳細は裏面を参照	尿取りパッドのみ (1か月当たり昼用30枚)
------	--------------------------------	---------------------------

対象者要件 ※すべてに該当していること	① 市内に住所を有する <b>65歳</b> 以上の方	① 市内に住所を有する <b>80歳</b> 以上の方
	② 原則、 <b>要介護3～5</b> の認定を受け、その効力を有する期間内にある	② 過活動膀胱による尿失禁及び夜間頻尿が6か月以上継続している (※申請書に医師の証明が必要)
	③ 寝たきり又は認知症の状態である	
	【共通の要件】	
	○ <b>属する世帯の生計中心者の市民税が非課税</b>	
	○ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び医療介護院に入所していない	
	○ 短期入所を1か月に16日以上利用していない	
	以下の方は給付を受けることができます。	
	・ 要介護2で認知症の方（主治医意見書の内容による）	
	・ 要介護認定を受けておらず、3か月以上入院しており、常時おむつが必要であることを医師が証明した方（証明書の様式は長寿福祉課にありますので御連絡ください。）	

申請方法	書面又はインターネットから申請可能	書面による申請のみ
	(書面で申請) 様式第1号の申請書を御提出ください。郵送でも受け付けています。 (インターネットで申請) 高松市ホームページ内のリンク又は下記二次元コードを読み取りのうえ、必要項目を御入力ください。	様式第2号の申請書に、医師の証明を受けたいえ、御提出ください。 郵送でも受け付けています。

↓新規申請用二次元コード

お問い合わせ

担当課：長寿福祉課



〒760-8571  
高松市番町一丁目8番15号  
高松市役所2階 22番窓口

087-839-2346



## 紙おむつの組み合わせ

タイプ	給付内容
A 	テープ止めパンツ 30枚
	尿取りパッド 昼用 60枚
	尿取りパッド 夜間用 30枚
B-1 	はきおろしパンツ 45枚
	尿取りパッド 昼用 30枚
	尿取りパッド 夜間用 30枚
B-2	はきおろしパンツ 45枚
C-1	尿取りパッド 昼用 120枚
C-2	尿取りパッド 夜間用 60枚
過活動膀胱	尿取りパッド 昼用 30枚

## 紙おむつのサイズ

 テープ止めパンツ	
サイズ	ヒップサイズの目安
S	57～92cm
M	77～110cm
L	92～130cm

 はきおろしパンツ	
サイズ	ウエストサイズの目安
S	55～75cm
M	65～90cm
L	80～105cm
L L	95～125cm

尿取りパッド	
種類	幅×長さ
昼用	20cm×48cm
夜間用	31cm×60.5cm

※枚数は1か月当たりの枚数です



## 変更について

タイプや配達先を変更したい	中止・廃止したい
<b>配達月の前月15日までに</b> 、長寿福祉課に御連絡いただくか、右記二次元コードより変更内容を入力してください。	随時受け付けていますので、長寿福祉課に御連絡いただくか、右記二次元コードより変更内容を入力してください。

変更申請用  
二次元コード↓



以下に該当する場合は、ご連絡ください。

- ・おむつ等が余ったり不要になったとき（未開封のものに限り、引き取りいたします。）
- ・住所を変更したとき
- ・介護保険施設に入所した、又は1か月に16日以上短期入所を利用したとき